

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20170718 保局第1号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改正後	改正前
高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）
制定 20170718 保局第1号 平成29年 7月25日 改正 20171102 保局第2号 平成29年11月15日 20180323 保局第4号 平成30年 3月30日 20181105 保局第1号 平成30年11月14日 20181210 保局第1号 平成30年12月27日 20181225 保局第2号 平成31年 1月11日 20190308 保局第1号 平成31年 3月15日 20190325 保局第1号 平成31年 3月29日 20190418 保局第1号 平成31年 4月22日 20190606 保局第1号 令和 元年 6月14日 20191021 保局第1号 令和 元年11月12日 20191206 保局第1号 令和 元年12月20日 20200213 保局第2号 令和 2年 2月28日 20200408 保局第1号 令和 2年 4月10日 20200528 保局第1号 令和 2年 6月15日 20200608 保局第2号 令和 2年 6月26日 <u>20200619 保局第 号 令和 2年 7月 1日</u>	制定 20170718 保局第1号 平成29年 7月25日 改正 20171102 保局第2号 平成29年11月15日 20180323 保局第4号 平成30年 3月30日 20181105 保局第1号 平成30年11月14日 20181210 保局第1号 平成30年12月27日 20181225 保局第2号 平成31年 1月11日 20190308 保局第1号 平成31年 3月15日 20190325 保局第1号 平成31年 3月29日 20190418 保局第1号 平成31年 4月22日 20190606 保局第1号 令和 元年 6月14日 20191021 保局第1号 令和 元年11月12日 20191206 保局第1号 令和 元年12月20日 20200213 保局第2号 令和 2年 2月28日 20200408 保局第1号 令和 2年 4月10日 20200528 保局第1号 令和 2年 6月15日 20200608 保局第2号 令和 2年 6月26日
<u>（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</u> I. 高圧ガス保安法関係 第8条関係（許可の基準） （1）都道府県知事又は指定都市の長は、技術上の基準に関する審査業務（第14条第3項で準用する場合を含む。）に当たっては、必要に応じて <u>申請書に添付された高圧ガス保安協会又はその他外部の調査機関による評価結果等を活用することができる。</u> なお、貯蔵所の許可についても、同様に扱うものとする。 （2）（略）	<u>（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</u> I. 高圧ガス保安法関係 第8条関係（許可の基準） （1）都道府県知事又は指定都市の長は、技術上の基準に関する審査業務（第14条第3項で準用する場合を含む。）に当たっては、必要に応じて <u>外部の調査機関による評価結果等を活用しても差し支えない。</u> なお、貯蔵所の許可についても、同様に扱うものとする。 （2）（略）
<u>（12）高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の運用及び解釈について</u> <u>第3条関係</u> <u>都道府県知事又は指定都市の長は、「前条に定める耐震性能を保有することを確認することとする。」の確認に当たっては、必要に応じて申請書に添付された高圧ガス保安協会又はその他外部の調査機関による評価結果等を活用することができる。</u>	<u>（12）高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の運用及び解釈について</u> [新設]